

ロシア連邦政府

決定

2023年6月30日付第1086号

モスクワ

ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家へ向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの
搬出に対する関税割当の導入、
ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される
商品に対する輸出関税率の変更について

ロシア連邦法「関税率について」第36条第5項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2023年7月1日から12月31日まで（同日を含む）の期間中において、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて行われる鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動品目表コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0 および 7204 50 000 0）の搬出に対して合計60万 t の関税割当（以下、それぞれ、「鉄鋼のくずおよびスクラップ」、「関税割当」）を設定する。

2. 以下の添付文書を承認する：

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則（以下、「規則」）；

2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021年、No.49、掲載番号8255；2022年、No.23、掲載番号3800；No.32、掲載番号5834；2023年、No.1、掲載番号299）によって承認された、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更。

3. 連邦税関庁は本決定の公布日から3日以内にロシア連邦産業商業省に対して、2021年1月1日から2022年12月31日まで（同日を含む）の期間にロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出を行った対外貿易活動参加者（以下、「対外貿易活動参加者」）に関する税関統計データを、各従事者が当該期間内に個々の具体的なロシア連邦国境通過検問所を經由して輸出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量に関する情報を付記し、提出する。

4. ロシア連邦産業商業省は以下を行う：

a) 「規則」にしたがい、対外貿易活動参加者の間で鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当量を分配する；

b) 対外貿易活動参加者に対して、「規則」にしたがって分配された関税割当量の範囲内での、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国以外の国に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの輸出に対する一回限り有

効なライセンスを交付する。

5. 本決定にもとづいて定められる権限の行使は、ロシア連邦政府が定めた関連連邦行政機関の最大限の職員数、ならびに当該機関が所定の職務に係わる指導および管理のために定められた連邦予算割当ての範囲内でこれを行う。

本決定は、2023年7月1日から発効する本決定第1項および第2項第3段落を除き、その公布日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2023年6月30日付
ロシア連邦政府決定
第1086号により
承認

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて搬出される
鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の
規則

1. 本規則は輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動品目表コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0および7204 50 000 0）（以下、「鉄鋼のくずおよびスクラップ」）の関税割当（以下、「関税割当」）の対外貿易活動参加者間での分配手順を定める。

2. 輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に向けて搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当量の分配は、対外貿易活動参加者間で、2023年6月30日付政府決定第1086号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家へ向けた鉄鋼のくずおよびスクラップ搬出に対する関税割当の導入、ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」（以下、「ロシア連邦政府決定」）第3項にしたがって連邦税関庁が提出した税関統計データにもとづき、ロシア連邦産業商業省がこれを行う。

3. 「ロシア連邦政府決定」第1項に定める関税割当量の80%分は、各対外貿易活動参加者が2021年1月1日から2022年12月31日まで（同日を含む）の間に、輸出税関手続きにしたがって各ロシア連邦構成主体のロシア連邦国境通関検問所を経由して輸出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量それぞれに、附属書にもとづいてロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所ごとの係数を乗じて得られた値を合計することによって対外貿易活動参加者ごとに算出される指標に比例させる形で、ロシア連邦産業商業省が2023年7月3日まで（同日を含む）に対外貿易活動参加者間でこれを分配する。

4. 「ロシア連邦政府決定」第1項に定める関税割当量の20%分の対外貿易活動参加者間での分配は本規則第5～15項に定める手順でこれを行う。

5. 本規則第4項に定める分の関税割当量の分配を受けるために、対外貿易活動参加者は2023年7月1日まで（同日を含む）にロシア連邦産業商業省に以下の書類および情報を提出する：

a) 「ロシア連邦政府決定」第1項に定める時期にロシア連邦関税領域からユーラシア経済連合加盟国ではない国家への輸出が予定される鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）、ならびに当該納入の時期を明記した、関税割当量取得申請書（以下、「申請書」）；

b) 申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの数量（単位：キログラム）を裏付ける、署名済みの外国貿易契約書、当該契約書への附属書および（または）明細書、および（または）受渡証明書、および（または）補足文書の、対外貿易活動参加者組織の責任者による証明付の写し；

c) 「制裁下におけるロシア経済の安定性強化に関する政府委員会」の「金融セクターおよび特定の経済部門の安定性強化に関する小委員会」が承認した基準または追加事由によりロシア経済にとって基幹的とき

れる組織および（もしくは）ロシア連邦法令にもとづいて設立された、連邦法「競争の保護について」第9条の規定にしたがって、基幹的な組織が属している法人グループに含まれる法人に向けて、ならびに（または）その主要経済活動業種が全ロシア主要経済活動業種分類（OK 029-2014 KDES Rev.2）で下位分類24.1または24.2に分類されるロシアの冶金企業に向けて、2022年1月1日から2023年6月30日まで（同日を含む）の期間に、対外貿易活動参加者が申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの数量の3倍以上の量の鉄鋼のくずおよびスクラップを出荷したことを証明する、署名済みの外国貿易契約書、当該契約書への附属書および明細書、および（または）受渡証明書の、対外貿易活動参加者組織の責任者による証明付の写し；

d) 対外貿易活動参加者が税務機関に登録されているか、または法人として国家登記されていることに関する情報。

6. 以下の事項は本規則第4項に定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に分配することを拒否する事由となる：

本規則第5項「a」号～「c」号にしたがって提出された書類に不完全な情報があった場合；

本規則第5項に記載された書類（情報）が完全にそろった形で提出されていない場合；

本規則第5項に記載された1点または数点の書類の効力が消滅あるいは停止している場合；

申請書の提出期限が過ぎてしまった場合。

ロシア連邦産業商業省が本規則第4項に定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に分配することを拒否する決定を下した場合、同省は本規則第5項に記載した書類および情報が同省に到着した日から5労働日以内に、下された決定について対外貿易活動参加者に通知する。

7. 本規則第4項に定める分の関税割当量はロシア連邦産業商業省によって、2023年7月17日まで（同日を含む）に申請書を提出した対外貿易活動参加者の間で分配される。

8. 全申請書に記載されている鉄鋼のくずおよびスクラップの合計（単位：キログラム）よりも本規則第4項にしたがって分配されることになっている分の関税割当量の方が多い場合、当該の関税割当量の超過部分は、全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計（単位：キログラム）に占める、各々の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの数量（単位：キログラム）の比率に比例させる形で、対外貿易活動参加者の間で分配される。

9. 本規則第4項に基づいて対外貿易活動参加者に分配されるべき関税割当量（ V_i ）は以下の式によって求める：

$$V_i = V_{iapp} \times C,$$

ここに：

V_{iapp} — i 番目の対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの数量（単位：キログラム）；

C —本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計（単位：キログラム）との関係を表す係数。

10. 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計（単位：キログラム）との関係を表す係数（ C ）は次式によって求められる：

$$C = V_{qu} / V_{app},$$

ここに：

V_{qu} —本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量；

V_{app} —全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計（単位：キログラム）。

11. ある申請書に記載されている鉄鋼のくずおよびスクラップの数量が本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量を上回っている場合には、対外貿易活動参加者がその申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの数量は本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量に等しいものとみなす。

12. ロシア連邦産業商業省は本規則第5項第1段落に定める書類および情報の提出期限終了日から7労働日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」の同省の公式サイトに、本規則第4項にもとづいて分配されることになっている関税割当量のうち、分配されないままになっている分がある旨の、または関税割当量の全量が分配された旨の情報を掲載する。

13. 本規則にしたがって関税割当量の分配が完了した後に、分配されていない関税割当量が残っている場合には、当該の関税割当量は本規則第5、6、8～11および15項にしたがって、2023年8月18日まで（同日を含む）に分配されるものとする。

14. ロシア連邦産業商業省は本規則第9項および第10項にしたがって行われた計算にもとづいて本規則第4項に定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者の間で分配する件に関する決定を下し、2023年7月18日まで（同日を含む）に情報通信ネットワーク「インターネット」の同省の公式サイトに当該の決定を掲載するものとする。

15. 本規則第13項に定める分の関税割当量を取得するために、対外貿易活動参加者は2023年8月11日まで（同日を含む）にロシア連邦産業商業省に本規則第5項に記載した書類および情報を提出する。

16. 関税割当量の使用はロシア連邦産業商業省が交付する一回限り有効のライセンスにもとづいて行う。一回限り有効のライセンスは本規則第17～19項に定める特異事項を踏まえて本規則第3項および第4項にしたがって分配された関税割当量の範囲内において、2014年5月29日付ユーラシア経済連合に関する条約への附属書第7号「第三国に対する非関税規制に関する議定書」への附属書に定める「商品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可の発行規則」に定める手順により、対外経済活動従事者に対して交付される。

17. 2023年8月31日現在で個々の対外貿易活動参加者が自らに分配された関税割当量またはその一部に対する一回限り有効なライセンスの交付申請書を提出していない場合、ロシア連邦産業商業省は2023年9月15日まで（同日を含む）に、本規則第5、6、8～11、18および19項にしたがって、一回限り有効なライセンスの交付申請書が提出されていない分の関税割当量の総量を算定し、当該の関税割当量の再分配を行う。

18. ロシア連邦産業商業省は2023年9月4日まで（同日を含む）に本規則第17項に定める再分配される総関税割当量に関する情報を情報通信ネットワーク「インターネット」上の同省の公式サイトに掲載するものとする。

19. 対外貿易活動参加者は本規則第17項に定める分の関税割当量を取得するために2023年9月8日まで（同日を含む）にロシア連邦産業商業省に本規則第5項に記載した書類および情報を提出する。

輸出通関手続きにしたがって
ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に
向けて搬出される
鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の
対外貿易活動参加者間における分配の規則への
附属書

ロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の

係数

ロシア連邦構成主体の名称	ロシア連邦構成主体に対する係数
1. カムチャッカ地方	4
2. クラスノヤルスク地方、マガダン州	2.5
3. サハリン州	1.7
4. カリーニングラード州	1.5
5. ムルマンスク州	1.25
6. 沿海地方	0.38
7. 北西連邦管区その他の連邦構成主体	0.38
8. その他のロシア連邦構成主体	0.1

2023年6月30日付
ロシア連邦政府決定
第1086号により
承認

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に
搬出される商品に対する輸出関税率の
変更

1. 脚注「(15C)」および「(17C)」において「2023年6月30日まで」という文言を「2023年12月31日まで」という文言に差し替える。

2. 脚注「(21C)」を以下の文言に変更する：

「^(21C) 2023年6月30日付ロシア連邦政府決定第1086号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家へ向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入、ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」。」。